

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太陽光発電施設は脱炭素社会の実現に寄与する一方で、地域の自然環境及び住民の生活に負荷を与える例が見られることから、町内における太陽光発電施設の設置と維持管理に関して必要な事項を定め、もって災害等の可能性及び地域環境への影響を最小限にとどめ、町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備（合計出力が10キロワット未満の設備を除く。）及びその附属施設であつて、土地に自立して設置されるもの（営農型太陽光発電設備を含む。）をいう。
- （2）事業者 太陽光発電設備を設置（増設及び改修を含む。）する者及び太陽光発電事業（以下「発電事業」という。）を行う者又はこれらの者から事業を請け負う全ての者をいう。
- （3）事業区域 太陽光発電設備の設置及び管理を行う一団の土地（継続的又は一体的に利用する土地を含む。）をいう。
- （4）近隣住民 事業区域の敷地境界線から水平距離で30メートル以内の距離にある土地及び建物の所有者（管理者、占有者、借主を含む。以下「所有者等」という。）又は居住者（法人等の場合又は同一世帯員がいる場合はその代表者）をいう。
- （5）関係行政区 事業区域の敷地境界線から水平距離で100メートル以内の区域を含む行政区又は同様の生活環境への影響があると町長が認めた行政区をいう。
- （6）地域住民 事業区域の敷地境界線から水平距離で300メートル以内の距離に居住する住民及び関係行政区に居住する住民をいう。

（町の責務）

第3条 町は、この条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、事業区域及びその周辺地域の自然環境、景観、生活環境等（以下「自然環境等」という。）の保全並びに事故、公害又は災害（以下「事故等」という。）の防止を図るための必要な措置を講じるとともに、近隣住民、関係行政区及び地域住民（以下「地域住民等」という。）と良好な関係を保たなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備の設置、維持管理及び撤去等の費用を計画的に確保しなければならない。
- 3 事業者は、発電事業の実施に起因する事故等が発生したとき又は地域住民等との紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備を設置し、又は維持管理するときは、規則で定める基準に従わなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地の所有者等は、事故等の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある発電事業を計画する事業者に対しては、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第6条 地域住民等は、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第7条 町長は、町民の生命及び財産の保護、豊かな自然環境並びに良好な景観及び町民の生活環境の保全を図るため、次に掲げる区域を太陽光発電設備の設置を認めない禁止区域として指定するものとする。ただし、国又は地方公共団体が設置する場合は、この限りでない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の存する区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ及び同法第5条第2項第1号ロに規定する農地の区域（営農型太陽光発電設備は除く。）
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (8) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物の存する区域
- (9) 佐久穂町文化財保護条例（平成17年佐久穂町条例第76号）第4条第1項の規定により指定された佐久穂町指定重要有形文化財及び同条例第18条第1項の規定により指定された町指定史跡、町指定名勝又は町指定天然記念物の存する区域
- (10) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域（造成等を行った後の地盤面にも準用する。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める区域
(抑制区域)

第8条 町長は、災害予防及び自然環境、景観の保全かつ町民の生活環境の維持を図るため、太陽光発電施設を計画する事業区域が、次の各号のいずれかに該当する場合は、配慮が必要な区域として太陽光発電事業の自粛を求めるものとする。

- (1) 前条第5号の地すべり防止区域に準ずる区域
- (2) 前条第6号の急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- (4) 計画する事業が合計出力50kw以上又は敷地面積500平方メートル以上の場合で、事業区域の敷地境界線から水平距離で300メートル以内の距離に居住者がいる区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める区域
(事前協議)

第9条 太陽光発電設備を設置しようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に次の各号の協議をしなければならない。

- (1) 事業計画事前協議 事業者が、事業計画時に計画内容について行う協議

(2) 許可申請事前協議 事業者が、前号に定める事業計画事前協議が終了後、許可申請書類について行う協議

2 事業者は、太陽光発電設備の設置と合わせて売電事業を実施しようとするときは、法の規定に基づく手続及びその他関係する手続を行う前に、前項第2号に規定する許可申請事前協議をしなければならない。

(標識の設置)

第10条 事業者は、地域住民等へ事業計画の内容を周知するため、前条第1項に規定する事業計画事前協議を提出した日以後、速やかに、規則で定めるところにより、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に標識を設置しなければならない。

(説明会の実施)

第11条 事業者は、第9条第1項の事業計画事前協議提出後、地域住民等に対し、実施しようとする発電事業に係る計画（以下「事業計画」という。）について、速やかに説明会又はその他の方法（以下「説明会等」という。）により説明を行わなければならない。

2 事業者は、事業計画に対して地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。前項の説明会等による説明を受けるよう努めなければならない。

3 地域住民等は、第1項の説明会等による説明を受けるよう努めなければならない。

4 事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答するとともに、意見等の申出があったときは、意見趣旨の反映に努めなければならない。

5 事業者は、説明会の実施後において、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で十分な話し合いの機会を設けなければならない。

6 事業者は、事業区域の雨水等の排水を河川等（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項若しくは第100条第1項に規定するもの又は佐久穂町公共物管理条例（平成17年佐久穂町条例第135号）第2条第1号に規定するものをいう。）に放流する場合は、河川等管理者及び下流の利害関係者の代表者等から意見を聴取し、必要に応じ、治水、利水に関する措置を講じなければならない。

7 事業者は、説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより町長に経過を報告しなければならない（前項の規定により意見を聴取した場合の内容と対応策を含む。）。

8 町長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表することができる。

(同意)

第12条 事業者は、事業計画に対して、次の各号に定める同意を得なければならない。

(1) 事業区域に隣接する土地所有者の同意

(2) 近隣住民の3分の2以上の同意

(3) 関係行政区の代表からの同意

(4) 事業区域の雨水等を排水する河川等管理者の同意

2 事業者は、前項の同意が得られたことを証する関係書類の写しを町長に提出しなければならない。

3 敷地面積500平方メートル未満の発電事業については、第1項第2号及び第4号に掲げる者の同意は要しないものとする。

(協定の締結)

第13条 事業者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全及び維持等に係る事項について、関係行政区の求めにより協定を締結しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る書面の写しを町長に

提出しなければならない。

- 3 事業者は、発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、当該第三者に対し、第1項の規定により締結した協定の効力を承継させなければならない。

(発電事業の許可)

第14条 事業者は、第9条第2項の許可申請事前協議が終了した場合は、規則で定めるところにより、町長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。
 - (1) 第9条に規定する事前協議が終了していないとき。
 - (2) 第12条に規定する同意が得られていないとき。
 - (3) 前条第1項に規定する協定が締結されていないとき。
 - (4) 関係法令のほか、この条例及び同施行規則並びに町が定める指導要綱に違反している等、町長が判断する事由があるとき。

(許可の変更等)

第15条 事業者は、前条の許可を受けた申請内容を変更（当該事業を第三者に譲渡する場合を含む。以下同じ。）しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事等に着手する前に、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。
- 3 第11条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。ただし、特に町長が不要と認めた場合は、この限りでない。

(工事の着手)

第16条 事業者は、発電事業に係る設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(工事の完了)

第17条 事業者は、発電事業に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出るとともに、申請内容に適合しているかについての検査を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の検査の結果が申請内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、事業者に通知するものとする。
- 3 事業者は、前項の通知を受ける前に許可に係る発電事業を稼働させ、電気の供給をしてはならない。

(許可の取消し)

第18条 町長は、第14条第1項及び第15条第1項の許可を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (2) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 前条の検査を受けず又は通知を受ける前に、電気事業者その他の者に電気を供給したとき。
 - (4) 許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに、当該発電事業に係る設置工事に着手しなかったとき。
- 2 町長は、第14条第1項若しくは第15条第1項の許可に付した条件に違反し、又は許可の内

容に適合していないことが判明したときは、事業者に対し、当該事業の停止又は相当の期限を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

(施設等の維持管理)

第19条 町長は、設置後の維持管理を適正に行わせるため、必要があると認めるときは、事業者に対し、発電設備及び事業区域の現況について、次の各号に定める報告又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 前年の発電事業に係る維持管理の状況
- (2) 発電事業を廃止した後の措置の方法
- (3) 発電事業に係る維持管理費、設備撤去費及びその他廃止に要する費用の確保の状況

2 事業者は、発電施設及び事業区域内の維持管理に起因し、周辺環境に影響を与える事象が発生したときは、速やかに現状を確認し、対処しなければならない。この場合において、町長に報告するとともに地域住民等に対しても周知しなければならない。ただし、事象が軽微である場合には、この限りでない。

3 事業者は、第1項の規定により求めがあったときは、誠意をもって報告又は資料の提出に協力しなければならない。

(事業の承継)

第20条 許可事業者から当該事業の承継をした者（以下、本条において「承継事業者」という。）は、規則で定めるところにより、承継をした日から起算して30日以内に町長へ届け出なければならない。

2 承継事業者は、第13条第1項による協定及び第14条第1項並びに第15条第1項の許可の際に付された必要な条件についても承継するものとする。

3 承継事業者は、当該事業を承継した旨を速やかに地域住民等へ周知しなければならない。

(事業の廃止)

第21条 事業者は、発電事業を廃止又は廃止しようとするとき（計画廃止を含む。）は、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、自らの責任において速やかに撤去し、周辺の生活環境に配慮した状態にしなければならない。

3 事業者が撤去した発電施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令に基づき、適正な処分をしなければならない。

(報告徴取及び立入検査等)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者の同意を得て職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。この場合において、事業者は正当な理由なく立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 町長は、特に必要と認めるときは、立入調査に職員以外の者を同行させることができる。

(指導及び助言)

第23条 町長は、第1条の目的達成のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第24条 町長は、事業者が本条例の規定に従わないとき、又は虚偽の報告等をしたと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第25条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、事業者の氏名又は名称及び住所並びに違反又は勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第26条 町長は、前条の公表を行ったときは、公表の事実及び公表内容を国又は県に報告することができる。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

2 第7条及び第9条第2項の規定については、関係法令等により施行日前において、既に手続が開始され、関係機関で受付となっている場合については適用しない。

(経過措置)

3 この条例の施行前に、佐久穂町環境保全条例（平成17年佐久穂町条例第108号。以下「環境保全条例」という。）第16条第1項に規定する事前協議が開始されており、かつ佐久穂町再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する指導要綱（令和3年佐久穂町告示第69号。以下「指導要綱」という。）第8条各項に規定する事項が完了している事業については、本条例第2条から第16条までの規定について、なお従前の例による。この場合において、本条例第17条以降本文中「第13条第1項」は「指導要綱第8条第4項」、「第14条第1項」は「環境保全条例第16条第1項」、「第15条第1項」は「環境保全条例第17条第1項」と読み替える。